⑥　「第６号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第６号に規定する修繕又は模様替（同条第23項の規定により読み替えられた同条第22項第６号に規定する修繕又は模様替を含む。）であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、同欄中「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄には、改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表１の(ハ)項に掲げる「５－１省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする（平成21年４月１日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄の記載を要しない。）。

⑵　「施行令第26条の４第３項に規定する改修工事（高齢者等居住改修工事等）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の３の２第１項及び同法第41条の19の３第１項第１号の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第３項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑶　「施行令第26条の４第７項に規定する改修工事（特定断熱改修工事等）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の３の２第１項及び同法第41条の19の３第１項第１号又は第４項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第７項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、同欄中「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄には、改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表１の(ハ)項に掲げる「５－１省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする。

⑷　「施行令第26条の４第18項に規定する改修工事（断熱改修工事等）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の３の２第４項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第18項に規定する増築、改築、修繕又は模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕又は模様替を含む。）であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、同欄中「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄には、改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表１の(ハ)項に掲げる「５－１省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする（平成21年４月１日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄の記載を要しない。）。

⑸　「施行令第26条の28の５第９項に規定する改修工事」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の19の３第１項第２号及び同条第２項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第１に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑹　「施行令第26条の28の５第11項に規定する設備の取替え又は取付け」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の19の３第１項第２号及び同条第２項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第11項に規定する工事であって「租税特別措置法施行令第26条の28の５第11項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の３第４項第１号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」（平成21年経済産業省告示第68号）に適合する太陽光の利用に資する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。

⑺　「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第23項の規定により読み替えられた同条第22項第６号に規定する修繕若しくは模様替を含む。）、第26条の４第３項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（租税特別措置法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）、第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取付け若しくは取替えに該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

４　租税特別措置法第41条の３の２第１項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

⑴　「高齢者等居住改修工事等を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の全体の費用の額を記載するものとする。

⑵　「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑶　「地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる高齢者等居住改修工事等の実施の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

①　「「有」の場合」の「⑴地方公共団体から交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額を記載するものとする。

②　「「有」の場合」の「⑵地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の欄には、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費の額又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の額を記載するものとする。